

西表石垣国立公園
石垣・石西礁湖地域
管理運営計画書

令和 5 年 1 2 月

九州地方環境事務所
沖縄奄美自然環境事務所

目 次

1. 管理運営計画作成の経緯	1
(1) 西表石垣国立公園と管理計画作成の経緯	
(2) 西表石垣国立公園を取り巻く環境の変化	
(3) 本計画の特徴	
2. 管理運営計画区の概況	2
(1) 管理運営計画区	
(2) 管理運営計画区の特徴	
3. ビジョン	6
(1) ビジョンの位置付け	
(2) ビジョン	
4. 管理運営方針	7
5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	8
(1) 景観タイプと保全方針	
(2) 特に保全すべき風致景観及び自然環境	
(3) 野生生物の保護管理	
(4) 関連施策との連携	
6. 適正な公園利用の推進に関する事項	17
(1) 景観タイプと利用方針	
(2) 適正な利用に関する事項	
(3) 情報提供・普及啓発に関する事項	
7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	21
(1) 公園事業取扱方針	
(2) 許可、届出等取扱方針	
8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	35
(1) 協働型管理運営	
(2) 国立公園の管理運営に携わる団体等との連携	
9. その他管理運営に必要な事項	39
(1) 周辺区域との関連について	
(2) 学校教育との連携	
(3) 研究機関との連携	

1. 管理運営計画作成の経緯

(1) 西表石垣国立公園と管理計画作成の経緯

昭和 38 年（1963 年）6 月 14 日、第 3 回琉球政府立公園審議会において、「西表島仲間川沿岸」が琉球政府立公園の候補地として提案された。沖縄返還が決定した後、昭和 46 年（1971 年）11 月の自然環境保全審議会答申において、西表地区（八重山海域）が国立公園として評価しうるものであることが示され、昭和 47 年（1972 年）4 月 18 日付けで西表地域が琉球政府立公園に指定された。同年 5 月 15 日の沖縄本土復帰に伴い、西表国立公園として指定された。

平成 19 年（2007 年）8 月 1 日には石垣島地域を西表国立公園に編入し、現在の「西表石垣国立公園」へ名称変更された。平成 24 年（2012 年）3 月 27 日には、公園区域及び公園計画の変更（海域公園地区、区域の追加・拡張）及び波照間島の編入が行われ、石垣島周辺海域の海域公園地区が広く設定された。そして、平成 28 年（2016 年）4 月 15 日には西表石垣国立公園第 3 次点検により石垣島の区域の追加・拡張・変更が行われた。

公園管理の点では、昭和 60 年（1985 年）1 月に「西表国立公園管理計画」を作成し、西表国立公園の適正な保護と利用の推進を図ってきた。平成 19 年（2007 年）の石垣島の国立公園編入後、平成 22 年（2009 年）3 月には石垣島及びその周辺海域を対象とする「西表石垣国立公園石垣地域管理計画」が策定された。

(2) 西表石垣国立公園を取り巻く環境の変化

新石垣空港の平成 25 年（2013 年）3 月開港や近年の海外からの訪日観光客の増加（クルーズ船の大型化、寄港回数の増加）も加わり、八重山の入域観光者数の増加は目覚ましく、令和元年（2019 年）には約 148 万人を記録した。

こうした好調な観光を背景に、国立公園内外では大型リゾートホテル開発計画が立ち上がっている。また、団体旅行から個人旅行への移行という旅行形態の変化や外国人観光客の増加等観光形態の多様化に伴い、自然体験ツアー等のアクティビティ業者の新規参入も増えている。

さらに、本公園内の西表島が、奄美大島、徳之島及び沖縄島北部とともに令和 3 年（2021 年）7 月に世界自然遺産に登録され、入域者がさらに増加する懸念もあることから、西表島を対象とした「西表島観光管理計画」（令和 5 年 3 月）が策定され、入域者数の管理基準を定めて来島者による自然環境への影響を最小限に抑えることとしている。西表島を訪れるには石垣島を必ず通過するため、石垣島にも西表島渡航の出発地として、観光管理や外来種対策等の重要な役割が求められる。

このように当該地域を取り巻く状況が、平成 22 年（2009 年）の管理計画策定時から大きく変化している一方で、平成 24 年（2012 年）の公園区域及び公園区域の変更後に管理計画は変更されていないため、今回、より一層の保全型利用の推進、保護担保措置としてのあるべき姿を明確にするために、本計画を変更するものである。

（３）本計画の特徴

平成 22 年（2009 年）の管理計画策定時に、本公園のテーマを「原始的な亜熱帯林とサンゴ礁の海」とし、亜熱帯照葉樹林の生態系やマングローブ生態系など、山・川・海のつながりが体感できる国立公園とした。国立公園の管理運営に関わる地域関係者が石垣・石西礁湖地域のビジョン・将来像を共有し、連携して管理運営にあたり、風致景観及び自然環境を保全し、適正な利用を推進することが盛り込まれたのが本計画の特徴である。

2. 管理運営計画区の概況

（１）管理運営計画区

本管理運営計画は、西表石垣国立公園のうち、石垣島、竹富島、小浜島、加屋真島、黒島、波照間島、新城島、各島々周辺の無人島及び海域を対象とする。区域については図 1 に示すとおり。

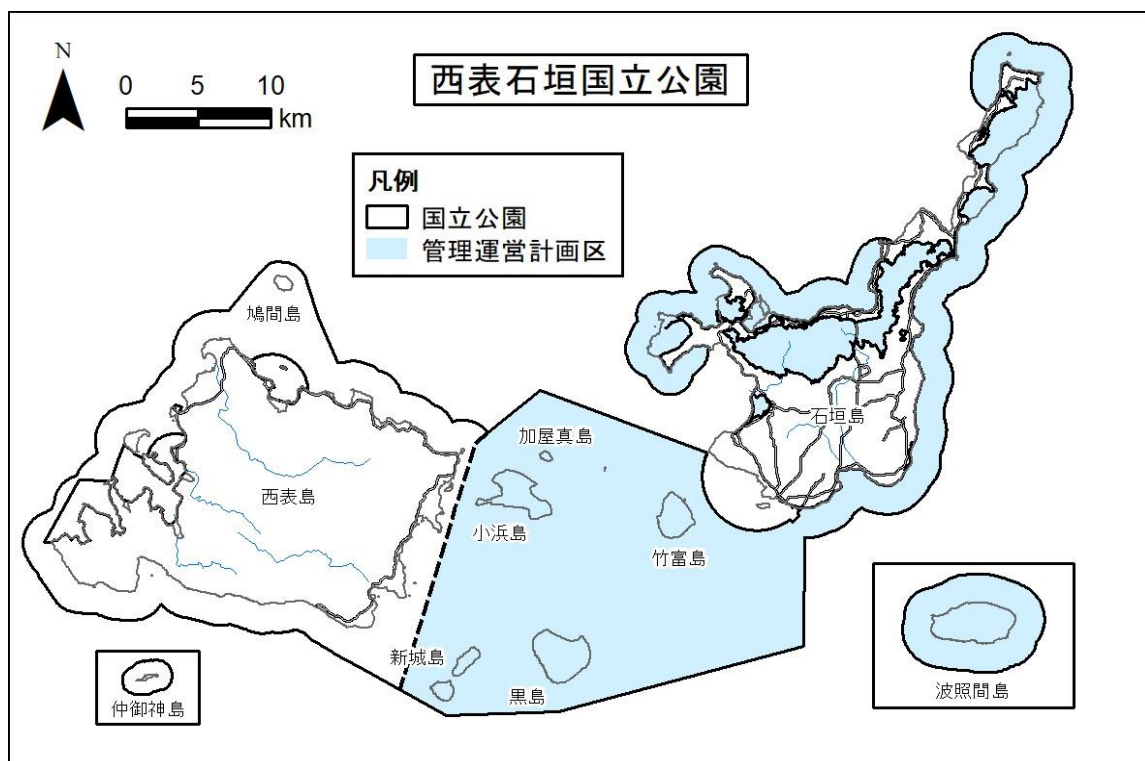


図 1 管理運営計画区

（２）管理運営計画区の特徴

① 石垣島

石垣島は、九州南方から台湾・中国大陸付近まで弧状に島々が連なる琉球列島に位置する。琉球列島は、新生代の新第三紀（約 2,300 万年から 180 万年前）以降の激しい地

殻変動により、大陸及び日本本土との分離・結合を繰り返しており、その地史的経緯から固有種や遺存種が多くみられる。地形・地質学的には、北・中・南琉球の3つに分けられ、石垣島は南琉球に含まれる。南琉球の生物相は、中琉球に含まれる奄美大島や沖縄本島周辺よりも台湾や中国大陆に近いといわれている。

現在の石垣島は、年平均気温 24℃、年間降水量 2,000mm 以上の温暖・湿潤な気候で、山地は亜熱帯照葉樹林で覆われており、海域には広大なサンゴ礁が広がっている。美しい景観や豊かな自然環境は、石垣島の暮らしや文化とも深く関わっている。それらの特徴を次の4つに分けて説明する。

i) サンゴ礁の海の青さと陸地の緑が織りなす亜熱帯景観

石垣島は広大なサンゴ礁に囲まれており、特に平久保半島から白保にかけての東側のリーフが発達している。サンゴ礁に含まれるサンゴや貝などの生き物のかけらが海岸にたまり、真っ白な砂浜を作り出している。海上から海を眺めると、浅海域の海底にたまった白い砂に反射してエメラルドグリーンに輝き、陸域の森林や牧草地の緑とのコントラストが美しい。

特に、平久保半島東側斜面の放牧地は、シバ草原の中にソテツが点在し、背後の山地部と前面に広がるリーフとが一体となった独特の眺めとなっており、石垣島の景観を特徴付けている。

ii) 森、干潟、海の豊かな自然環境

石垣島は県下最高峰の於茂登岳を有し、周辺には自然性の高い亜熱帯照葉樹林が広がっている。国内希少野生動植物種及び国の特別天然記念物であるカンムリワシ、国の天然記念物であるセマルハコガメやキシノウエトカゲ、県の天然記念物であるアサヒナキマダラセセリ等の八重山地域に固有の希少動植物も多く生息・生育している。特に、国内希少野生動植物種に指定されているイシガキニイニイは石垣島の一部にしか生息しておらず絶滅のおそれが極めて高いとされている。また、名蔵アンパルや吹通川の河口部に広がる湿地にはマングローブ林が発達し、様々な種類の魚貝類が生育しており、それらをエサとする渡り鳥も多く集まる。名蔵アンパルは、平成 17 年（2005 年）にラムサール条約湿地に登録されている。

石西礁湖を含む石垣島周辺海域では、日本最多の 360 種以上の造礁サンゴ類が確認され、世界屈指の多様性を誇っている。中でも白保のアオサンゴ群集は北半球最大と言われており、学術的な価値も高い。

iii) 周遊観光、リゾート型滞在、エコツーリズムなど多様な観光利用

石垣島は、平成 25 年（2013 年）に新空港が開港、航空便の便数が多く、比較的アクセスのよい離島である。八重山諸島の玄関口となっており、飛行機で石垣島に来島した利用者は、ここから定期船などで西表島などの離島へ向かう。また、大型クルーズ船の定期航路の寄港場所となっており、外国人観光客も多く訪れていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和 2 年（2020 年）には外国人も含めた観光客が減少した。今後の観光の動向がどのように変化していくかを注視していく必要

がある。

国立公園内における観光の形態としては、レンタカーを利用して海岸沿いの景勝地やビーチを巡る周遊観光型利用が多く、特に川平湾や白保海岸のグラスボートは人気が高い。また、国立公園の周辺にはリゾート滞在が可能なホテルもあり、ゆったりと石垣島の自然を楽しむ利用者も多い。近年では、カヌーやサップなどによる自然探勝や自然体験ツアー、スノーケリングやダイビングによる海中景観探勝も盛んである。

iv) 信仰・民話・習慣などの自然環境との結びつき

石垣島では、自然環境と信仰・民話・習慣等が深く結びついている。例えば、於茂登岳は古くから霊山とされ、地元信仰の中心的存在である。於茂登の神は「ウムトゥテラシィ」で、この神への祈りが島内の多くの御嶽（おん）で行われている。また、野底岳には強制労働のため恋仲から離ればなれにされた女性「マーペー」の悲哀の民話が言い伝えられ、地元の民話の代表的なものとなっている。その他、名蔵アンパルには干潟の生き物と生活習慣を結びつけた民謡が伝わる。

② 竹富島

竹富島は石西礁湖の東側にある隆起サンゴ礁の小島で、石垣島の南西海上約 6 km の位置にある。全島が琉球石灰岩で構成され、島の最高海拔が 20.5m の低島である。地形は、概ね台地・段丘（中位段丘）であり、一部に台地・段丘（低位段丘）、沿岸部に砂丘、海浜がある。

現存植生は、沿岸部はグンバイヒルガオ-クロイワザサ群落、アダン-オオハマボウ群落、リュウキュウガキ-ナガミボチョウジ群落である。内陸部は畑地・雑草群落、チガヤ-ススキ群落、外国産広葉樹植林（ギンネム植林）であり、中心部から北西部にかけて集落が広がる。

生息する貴重な動植物として、ヤエヤマオオコウモリ、キシノウエトカゲ、イシガキシロテンハナムグリ、モリバッタ、ツマグロゼミ等が挙げられる。

文化と自然が深く結びついており、昭和 62 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、昔ながらの集落や伝統文化が残っている。こういった文化と自然の調和を目当てに多くの観光客が訪れ、その数は八重山諸島の中でも石垣島に次いで二番目であり、観光業が主要な産業である。

③ 小浜島

小浜島は石西礁湖の北西部に位置し、島の中央の大岳（99.4m）の残丘状丘陵とその南の台地からなり、石垣島を小規模にしたような地形を呈する。地質的にも両島の類似性は強く、結晶片岩、花崗岩及び第 3 紀石灰岩を基盤とする山地・丘陵地からなる島である。

丘陵、台地部は畑地やチガヤ-ススキ群落が大半を占める。島南東部にはかつて営まれていた水田の休耕田が分布する。また、東部の石灰岩台地部には自然植生のリュウキュウガキ-ナガミボチョウジ群落が分布する。

生息する貴重な動物種として、カグラコウモリ、ヤエヤマオオコウモリ、ヤエヤマコキ

クガシラコウモリ、カンムリワシ、ミサゴ、カワセミ、サキシマアオヘビ、イシガキシロテンハナムグリ、オオシママドボタル、モリバッタ、タイワンヒグラシ等が挙げられる。
島内にはリゾートホテルやゴルフ場がある。

④ 加屋真島

石垣島の西約 15km に位置する、周囲約 2.5km、標高約 20m の低島である。2020 年（令和 2 年）3 月末現在の住民基本台帳人口は 1 人となっている。全域が竹富町有地となっており、行政上は字小浜とされている。主に石垣島からのツアーにより観光利用されている。

海岸はグンバイヒルガオ等の海岸植生であり、島の中央部には高木相がなくチガヤーススキ群落となっている。人が持ち込んだカイウサギの生息が確認されている。

⑤ 黒島

黒島は石西礁湖の南側にある隆起サンゴ礁の小島で、最高地点は海岸部の砂丘であり、わずか 14m である。地形分類は、内陸部は台地・段丘（低位段丘）が大半を占める。海岸砂丘が島のほぼ全周を取り巻き、特に北西岸の砂丘は発達が良い。東海岸から南海岸、西海岸にかけてノッチが発達している。黒島の南東海岸は、その沖に礁斜面が発達し、直接琉球海溝に面している。一方、島の北から西方にかけては礁湖が発達している。

島の大半は牧野であり、海岸部にアダン・オオハマボウ群落の砂丘植生が見られる。海域から居住域までの断面は、まず外海・堡礁・岩石海岸と、それに伴う分厚いタコノキ科のアダン群落で、その背後に広葉のオオハマボウ群落・ソテツ群落が続く。

生息する貴重な動物種として、ヤエヤマオコウモリ、サキシマカナヘビ、サキシマアオヘビ、イシガキシロテンハナムグリ、モリバッタ等が挙げられる。また、4～8 月にかけて、西の浜では、絶滅危惧種として保護の対象となっているウミガメ類の産卵が確認されている。

島の産業は、肉用牛の生産など畜産が主体である。

⑥ 波照間島

石垣島から南西へ約 50km にある日本最南端の有人島であり、本公園では西表島、石垣島に次ぐ 3 番目の大きさである。隆起サンゴ礁特有の低平な地形であるが、島の最高点は標高 59.5m で、島の海岸は、南東部には高那崎に代表される高さ 15m に達する海食崖が続き、北西海岸はニシ浜などの砂浜、その他はサンゴ礁海岸となっている。

代表的な植生としては、海岸にハマシタン群落やテリハボク群落などがあり、波照間独特の植生景観をなしている。

ニシ浜の人氣が高く、入域観光客数が平成 29 年（2017 年）に過去最高の 40,963 人を記録した。

⑦ 新城島

石西礁湖の南西部に位置する。黒島とよく似て、低平な琉球石灰岩からなる。新城島は「上地島」、「下地島」の 2 つの島からなり、両島の間にはサンゴ礁・イノーが発達し、干

潮時は地続きとなる。2島とも表層土壌は、概ね琉球石灰岩（第四紀：更新世）であり、沿岸部に新期砂丘砂層（第四紀：完新世）がある。

上地島の現存植生は、概ねチガヤ・ススキ群落であり、一部にリュウキュウガキ・ナガミボチョウジ群落が混在し、沿岸部西部にはアダン・オオハマボウ群落がある。また、下地島の現存植生は、概ねチガヤ・ススキ群落であり、北東部・西部・中央部にリュウキュウガキ・ナガミボチョウジ群落、沿岸部にグンバイヒルガオ・クロイワザサ群落が分布する。

生息が確認・推定されている貴重な動植物種として、ヤエヤマオオコウモリ、サキシマアオヘビ、イシガキシロテンハナムグリ、モリバッタなどが挙げられる。

3. ビジョン

（１）ビジョンの位置付け

国立公園の管理運営には、行政機関、事業者等の多様な関係者が関わり、それぞれの活動によって成り立っている。国立公園の自然環境の保全及び適正な利用の推進を図るためには、多様な関係者が一体となった取組が必要であることから、本地域の目指すべき方向性を明確にした「ビジョン」を策定し、国立公園の管理運営に関わる多様な関係者が積極的に取組を実施する。当ビジョンは、西表石垣国立公園石垣・石西礁湖地域管理運営計画検討会において決定した。

（２）ビジョン

西表石垣国立公園石垣・石西礁湖地域が、過去から引き継いできたかけがえのない自然環境とそこから得られる恩恵を、将来にわたって享受し続けられるよう、またこうした自然の中で営まれる生活、文化、観光等が持続可能な形で発展するよう、本公園では次のようにビジョンを定める。

- 亜熱帯特有の多様な野生生物が生息・生育する自然環境が適切に保全され、その自然とふれあえる機会や場所がある。
- 地域住民を含む公園利用者が、石西礁湖等のサンゴ礁を中心とした美しい自然環境及び伝統的景観の重要性を理解するとともに、気軽に楽しむことができる。

4. 管理運営方針

3.（２）のビジョンを実現するための管理運営方針は次のとおりとする。

（１）陸と海とが一体となった自然景観の保全

本地域の自然景観の特徴は、イタジイ、イスノキに象徴される亜熱帯照葉樹林や、シバ草原の中にソテツが点在する牧野とサンゴ礁の発達したエメラルドグリーンの海が一体

となったコントラストの美しさにあり、主要な展望地からの眺望を保全するため、眺望対象となる地域における適切な植生管理、景観保全に努める。また、人の手が加わることでより維持される牧野景観については、その保全・管理に努める。

(2) 自然環境の保全

照葉樹林、マングローブ、干潟、サンゴ礁などの亜熱帯を象徴する自然環境や琉球弧の地史を表す地形・地質、生息・生育する多くの希少種や固有種の保全を図る。特に、島嶼生態系は外来種に対して脆弱であることから、それらの駆除や拡散防止に努める。

モニタリング等により科学的なデータの収集に努め、そのデータに基づいた順応的な管理を行う。地域で保全活動をしている個人や団体等との協力関係を構築し、情報の共有を図ることが重要である。

(3) 適正な利用の推進

近年、本地域の観光者数は増加傾向にあり、展望地等からの自然景観の眺望だけでなく、トレッキングやダイビング等、自然とのふれあいを通じたレジャーが盛んに行われている。それら自然資源の持続可能な活用を図るため、情報提供等により適切な利用を推進していく。

- ・ 展望地・利用地へのアクセス等の地域情報に加え、適正な利用に関する情報を発信する。
- ・ 関係機関等と協力し、自然環境に負荷を与えないように配慮しながら、自然を体験し、地域の伝統文化に親しむエコツーリズムの推進に努める。
- ・ 主要な展望地及び利用地周辺においては、利用者の増加により自然が損なわれないよう、入域者数管理や必要に応じた施設整備及び維持管理を行い、適正な利用を推進する。

(4) 地域における積極的な管理運営体制の確立

地域の人々が、地域の自然環境及びそれを背景として形成され伝承してきた伝統・文化を誇りとし、大切にしていける心を育み、自らの子孫に伝え渡していくための地域づくりに寄与するよう努めるとともに、その取組を通じて国立公園の管理運営体制の充実を図る。

- ・ 地元の自然を象徴する国立公園のビジョンや管理運営方針等について、既存の協議会等を活用して関係者と意見交換し、よりよい管理運営に努めるとともに、地域住民と情報交換する場を設け、地域住民の共通理解を得られるよう努める。
- ・ 地域住民の信仰の拠り所や伝統文化の観点から重要となっている場所においては、改変行為を極力抑制し、必要に応じて、関係機関と連携して再生していく。
- ・ 公民館や学校等の関係機関等と連携し、地域住民が地元の自然の大切さを実感できる機会を提供する等により、積極的に自然環境保全に参加する地域づくりを図る。
- ・ 国立公園内での農林漁業等については、自然環境に配慮するよう協力を求める。

5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

風致景観及び自然環境の保全に関する事項として、全体に共通して以下のようなことが挙げられる。

- ・風致景観の要素として、亜熱帯特有の植生、気候、風土とそこに根ざした伝統文化があり、その中で豊かな生物多様性が維持されてきた。これらを尊重する土地利用及び保全を図るための管理運営を行う必要がある。
- ・本公園は過去から受け継がれる伝統文化を重要視するとともに、文化的景観を損なわないような管理運営を行う必要がある。
- ・本公園は石垣島と西表島の間に広がる広大なサンゴ礁である石西礁湖に代表されるような多様な海域公園地区を有することから、海域の景観や海域から眺望される風景に配慮した管理運営を行う必要がある。

これを踏まえ、国立公園に指定されている地域において保全すべき風致景観及び自然環境を6つの景観タイプに分けて整理し、それぞれの保全方針を記載する。その上で、島毎に特に保全すべき風致景観・自然環境並びに主要な展望地及び景観タイプを示す。景観タイプは重複することもあり、重複する場合は両方の保全方針を参照する。

また、全域に共通する事項として、野生生物の保護管理及び関連施策との連携を記載する。

(1) 景観タイプと保全方針

①亜熱帯照葉樹林タイプ

- ・主に山野等で亜熱帯照葉樹林の生育する森林景観を亜熱帯照葉樹林タイプと位置付ける。
- ・特定植物群落や希少野生動植物種の生息・生育地等、自然環境保全上重要な地域については、厳正に保護する。
- ・主要な展望地から眺望される山稜線を分断する工作物の新築等の改変行為については回避させる。

②海岸景観タイプ

- ・陸と海が一連となって良好な景観を形成している海岸域や離島の景観を海岸景観タイプと位置付ける。
- ・眺望対象となる地域の景観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の行為を抑制する。
- ・眺望対象となる海域の景観については、船舶の無秩序な増加や廃棄物、漂着物等により景観が損なわれないよう関係機関と連携し、保全に努める。
- ・関係機関と連携し、陸域での行為による周辺海域への汚水、濁水、赤土等の流出防止を図る。
- ・維持するために人為的な管理を要する景観については、地域（公民館、学校等）と連携し、適正な保全・管理を図る。
- ・環境配慮技術に関する情報交換等により、農林漁業者が自然景観の保全に理解を深

め、それらの技術を利用するよう働きかける。

③干潟・マングローブ林タイプ

- ・ 干潟やマングローブといった湿地の景観を干潟・マングローブ林タイプと位置付ける。
- ・ マングローブ林や干潟とそこに生息又は利用する多様な野生生物を一体的に保全する。
- ・ マングローブ林の遷移は、自然に任せることを基本とし、特に必要のない場合は植樹等を行わない。

④海域景観タイプ

- ・ サンゴ礁や海草藻場等と、そこに形成される亜熱帯特有の生態系からなる海域の景観を海域景観タイプと位置付ける。
- ・ サンゴの損傷を回避させる等により、サンゴ礁生態系の保全を推進する。
- ・ 隣接する陸域における改変行為、汚水排出等による海域景観への影響を回避するよう配慮する。
- ・ サンゴや熱帯魚等の密漁を防止するための普及啓発を行う。
- ・ 海域環境の現状把握のために、漁業者、ダイビング業者と情報交換を行い、連携を図る。
- ・ 石西礁湖自然再生の取組と連携して、オニヒトデ対策やモニタリングなどを実施し、石垣島周辺のサンゴ礁の保全・再生に努める。

⑤集落景観タイプ

- ・ 赤瓦の屋根、漆喰の壁、石垣などの古来の建築様式やテリハボクなどの屋敷林を有する景観を集落景観タイプと位置付ける。
- ・ 地域住民の生活や伝統文化が継承されるように集落景観の保全を図る。
- ・ 維持するために人為的な管理を要することから、地域（公民館、学校等）と連携し、適正な保全・管理を図る。
- ・ 大規模な開発行為については地域住民の理解を得るように配慮する。

⑥星空景観タイプ

- ・ 光害の影響が少なく、天体を良好に観察できる夜空の景観を星空景観タイプと位置付ける。
- ・ 本公園全域では、全天 88 星座のうち 84 星座を見ることができる。世界的にも光害が少ない地域であり、良好な星空観察ができる貴重な場所であることから、夜間の星空景観の保全に努める。
- ・ 本公園内での開発にあたっては、光害により星空景観に影響を与える可能性があることから、建築物の照明や配置について十分な検討を行う。
- ・ 星空保護区（暫定認定中）を推進するにあたり、素晴らしい八重山の星空や自然の大切さを国内外に発信することで人々の共感を醸成し、世界に誇れるこの希少な星

空環境を後世に残すため、地域住民一丸となって星空保全の取り組みに邁進することとされている。

(2) 特に保全すべき風致景観及び自然環境

各島における特に保全すべき風致景観・自然環境について、主要な展望地及び主な景観タイプを下記に示す。なお、全ての景観資源・自然環境が⑥星空景観タイプに該当するものとする。

風致景観・自然環境	主要な展望地	主な景観タイプ					
		①	②	③	④	⑤	⑥
石垣島							
大地離（第1種特別地域）・平久保崎・平野海岸（第2種特別地域）とそれらに隣接した海域（平久保海域公園地区・平野海域公園地区）							
・リーフ景観 ・牧野景観 ・サンゴ礁景観	平久保崎		○		○		○
平久保半島サガリバナ群落（第1種特別地域・第3種特別地域）							
・サガリバナ	—	○					○
平久保半島・東海岸（第2種特別地域）とそれらに隣接した海域（明石海域公園地区）							
・牧野景観 ・リーフ景観	平久保伊原間線道路（エコロード）、明石園地、明石海岸		○		○		○
平久保半島・東海岸（第3種特別地域）							
・亜熱帯照葉樹林 ・ヤエヤマシタン	—	○					○
玉取崎・東海岸（第2種特別地域・普通地域）とそれらに隣接した海域（玉取崎海域公園地区）							
・リーフ景観 ・サンゴ礁景観	玉取崎展望台、伊原間海岸		○		○		○
吹通川マングローブ群落（第1種特別地域）							
・マングローブ（石垣市天然記念物）	吹通川園地		○	○			○
於茂登岳・桴海於茂登岳・野底岳・ぶざま岳（特別保護地区・第1種特別地域・第2種特別地域・第3種特別地域）							

風致景観・自然環境	主要な展望地	主な景観タイプ					
		①	②	③	④	⑤	⑥
・亜熱帯照葉樹林 ・イシガキニイニイ生息地（生息地等保護区） ・ヤエヤマヤシ群落 ・名勝川平湾於茂登岳	吹通川園地、野底岳、野底展望地、於茂登岳、川平園地	○					○
米原海岸（第2種特別地域）とそれに隣接した海域（米原海域公園地区）							
・サンゴ礁景観	米原海岸		○		○		○
川平湾と周辺の陸域（第1種特別地域・第3種特別地域・普通地域）							
・砂浜 ・内湾景観 ・名勝川平湾於茂登岳	川平園地、吉原展望地、ぶざま岳大岩		○				○
前嵩（第2種特別地域・第3種特別地域）							
・亜熱帯照葉樹林	前嵩	○					○
川平石崎の海域（川平石崎海域公園地区）							
・サンゴ礁景観			○		○		○
屋良部半島の海岸（第2種特別地域）とそれに隣接した海域（御神崎海域公園地区）							
・浸食岩崖 ・風衝草地	御神崎園地		○		○		○
屋良部半島の陸域（第3種特別地域・普通地域）							
・亜熱帯照葉樹林	屋良部岳	○					○
名蔵アンパル（第1種特別地域・第2種特別地域）							
・干潟、湿地 ・マングローブ林 ・砂嘴	名蔵園地		○	○			○
白保海岸（第2種特別地域）とそれに隣接した海域（白保海域公園地区）							
・アオサンゴ群集	白保海岸		○		○		○
石西礁湖と周辺海域							
石西礁湖（石西礁湖北礁・ヨナラ水道、竹富島シモビシ、竹富島南沖礁、新城島マイビシ海域公園地区）							
・サンゴ礁景観	—				○		○
石西礁湖（普通地域）							
・サンゴ礁景観	—		○				○
石西礁湖以外の海域（普通地域）							
・海岸景観	—		○				○
竹富島							

風致景観・自然環境	主要な展望地	主な景観タイプ					
		①	②	③	④	⑤	⑥
西部から南部の海岸（第2種特別地域）とそれに隣接した海域（竹富島タキドゥングチ海域公園地区）							
・砂浜	コンドイ浜、カイジ浜、西棧橋		○		○		○
集落（普通地域）							
・重要伝統的建造物群保存地区	—					○	○
小浜島							
大岳（第2種特別地域）							
・亜熱帯照葉樹林	大岳園地	○					○
集落（普通地域）							
	—					○	○
黒島							
西部から南部にかけての海岸（第2種特別地域）とそれに隣接した海域（黒島ウラビシ・キャングチ・仲本海岸海域公園地区）							
・サンゴ礁景観 ・海岸景観	仲本海岸、宮里海岸、西の浜		○		○		○
集落（普通地域）							
	—					○	○
波照間島							
北東部から南部の海岸（第1種特別地域・第2種特別地域）とそれに隣接した海域（ヌービ崎沖海域公園地区）							
・サンゴ礁景観 ・海岸景観	高那崎一帯の海岸		○		○		○
西部の海岸（第2種特別地域）とそれに隣接した海域（浜崎沖海域公園地区）							
・ハマシタン群落 ・サンゴ礁景観 ・海岸景観	ニシ浜		○		○		○
集落（普通地域）							
	—					○	○

（３）野生生物の保護管理

本公園を含む八重山地域には、固有の希少動植物が多く生息・生育しており、これらの保全を図る必要があるが、開発による生息・生育地の減少、外来種の侵入等様々な課題に直面していることから、次のとおり野生生物の保護管理を進める。

- ・ カンムリワシ繁殖地を中心とした行動圏内（半径 1 km 程度）において大規模な改変行為等を行う場合には、繁殖等の行動を妨げないよう、専門家から意見を聴取した上で、保全措置を講じるものとする。また、交通事故防止のための普及啓発、傷病救護個体の収容、野生復帰、モニタリング等を関係団体と連携しながら実施していく。
- ・ ウミガメ類の産卵地のモニタリングを必要に応じて行い、その保全を図っていく。また、ウミガメ類の産卵等に悪影響を与えないよう、利用者に対して普及啓発を図る。
- ・ 関係機関と連携し、普及啓発等によりアサヒナキマダラセセリの密猟防止を図っていく。
- ・ ヤエヤマコキクガシラコウモリ、キンバト、ヨナグニカラスバト、ヤエヤマセマルハコガメ、コガタハナサキガエル等の希少野生動物の保全については、生息情報等を適宜収集し、必要に応じて適切な対策を検討する。
- ・ 希少あるいはその地域を特徴付ける植物（ミミモチシダ等）については、関係機関等と連携し、生育情報を収集しつつ、生育地における改変行為等を抑制する。
- ・ オオヒキガエル、シロアゴガエル、グリーンイグアナ、インドクジャク等の外来種については、関係機関と連携して適切な措置を講じる。また、そのために確認情報等を収集・発信していく。
- ・ 緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は極力導入しないよう促していくとともに、導入する必要がある場合は、当該行為地より外に拡散しないよう適切な管理を行うよう指導していく。

（４）関連施策との連携

本地域の風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけではなく、各種関連施策によっても行われていることから、密接な連携を図り、保全に努める。

主な関連施策は次のとおりである。

① 鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区

鳥獣保護管理法に基づき平成 15 年（2003 年）に「国指定名蔵アンパル鳥獣保護区」が指定されている。名蔵川河口部の干潟及びマングローブ林を中心とした環境で、水鳥、猛禽類、森林性鳥類等多様な鳥類の生息の場となっている。平成 17 年（2005 年）にはラムサール条約湿地に登録されている。

② 文化財保護法

- ・ 国指定名勝川平湾及び於茂登岳

川平湾及び於茂登岳は、平成9年（1997年）9月に国指定名勝に指定され、平成13年に保存管理計画が策定された。その後、平成27年（2015年）及び平成28年（2016年）に追加指定され、指定範囲は本公園とほぼ重複している。令和2年（2020年）3月には、保存管理計画の見直しが行われ、名勝川平湾及び於茂登岳保存活用計画として策定された。

・ **竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区**

竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区は、竹富島の中央に位置する3つの集落からなり、白砂の道とグック（石積）、屋敷林に囲まれた屋敷に分棟形式の赤瓦屋根の民家が立ち並ぶ昔ながらの農村集落景観を残している。

③ **景観法**

景観法に基づき、「石垣市風景計画」「竹富町景観計画」が策定されていることから、両計画と連携して景観の保全を推進する。また、大規模な改変行為等については、地域住民の合意形成を得て、地域づくりに貢献できるものとなるよう促していく。

④ **条例**

・ **沖縄県希少野生動植物保護条例**

密猟や外来種などの脅威から希少種の更なる保護を図るため、令和2年（2020年）11月に希少種の捕獲禁止や外来種の飼養の規制等の内容を定めた沖縄県希少野生動植物保護条例が施行されている。

・ **石垣市自然環境保全条例**

石垣市の希少野生動植物の保全及び生物多様性の確保を目的として平成27年（2015年）に施行された条例。本条例に基づき、石垣市内において捕獲又は殺傷、採取又は損傷が禁止される保全種が指定されている他、保全種を将来にわたって保護することが必要な地区である保護地区が指定されている。

・ **竹富町自然環境保護条例**

竹富町内の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に寄与することを目的に平成29年（2017年）に施行された条例。本条例に基づき、希少野生動植物種及び特別希少野生動植物種、指定外来生物が指定されている。

6. 適正な公園利用の推進に関する事項

適正な公園利用の推進に関する事項として、「5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項」を踏まえ、持続的な公園利用となるよう以下の利用方針を定める。

(1) 景観タイプと利用方針

①亜熱帯照葉樹林タイプ

- ・ 自然環境にできるだけ負荷を与えない、また、信仰等、地域の伝統文化を損なわない利用を推進する。
- ・ 関係機関と連携し、登山道、木道等、適切な利用のための施設の整備及び管理について検討する。
- ・ 学術研究の場としても重要であることから、研究目的の調査等が適正に実施されるよう配慮するとともに、研究成果について地域に還元するよう促す。
- ・ 体験型の利用を促進し、環境教育の場としても活用していく。

②海岸景観タイプ

- ・ 関係機関と連携し、必要に応じ、周遊観光型利用のニーズに合わせた快適な利用施設を整備するとともに、適切な維持管理を行う。
- ・ ウミガメの産卵地になっている海岸では、産卵及び孵化に影響を与えないような利用に努める。
- ・ 米原海岸では関係者による利用ルールが策定されており、このルールを関係者が協力して運用することで、米原海岸の適正な利用を推進する。

③干潟・マングローブ林タイプ

- ・ 自然に負荷を与えない利用を推進する。
- ・ カヌー、干潟観察等、ゆっくりと自然を楽しむ体験型の利用を推進する。
- ・ 保全利用協定が締結されている吹通川では、締結事業者は協定の内容を遵守する。未締結の事業者に対しては、協定の内容を遵守するように協力を求めるとともに、協定に加わるように働きかける。

④海域景観タイプ

- ・ スノーケル、ダイビング等に関して、サンゴなどの海の生き物に負荷を与えない利用を推進する。
- ・ サンゴ礁をテーマとした環境教育の場として利用を推進する。
- ・ 海水浴利用等の安全対策について、普及啓発を行う。
- ・ 保全利用協定が締結されている白保では、締結事業者は協定の内容を遵守する。未締結の事業者に対しては、協定の内容を遵守するように協力を求めるとともに、協定に加わるように働きかける。

⑤集落景観タイプ

- ・ 地域住民の生活及び伝統文化に配慮した利用に努める。

⑥星空景観タイプ

- ・ 夜間の星空景観の利用を推進する。

（２）適正な利用に関する事項

ア．利用マナー

本公園は、近年の好調な観光を背景に多くの利用者が訪れ、自然環境や景観を楽しんでいる一方で、野生動植物の密猟・盗掘、スノーケル時のサンゴの損傷などがみられる。これらの行為を防ぐためにも、国立公園利用のルールについて関係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図る。

特に、米原園地においては、米原海岸利用ルール推進協議会（事務局：石垣市）が「米原海岸利用ルール」を周知しており、石垣市などの関係機関と連携してより一層の普及に努める。

<米原海岸利用ルール>

- ・野生の生き物を捕らないでください。
- ・サンゴを踏まないでください。
- ・野生の生き物に餌を与えないでください。
- ・銛や水中銃を使わないでください。
- ・環境に優しい日焼け止めを使いましょう。
- ・遊泳時にはライフジャケットやウェットスーツを着用し、ラッシュガードで身を守りましょう。
- ・荒天時（警報発令時・台風接近時・通過時）の遊泳は非常に危険です！
- ・海岸でのたき火や花火はやめましょう。
- ・バーベキューはキャンプ場を利用してください。
- ・大音量の音楽などの騒音は立てないでください。
- ・海岸でタバコは吸わないでください。
- ・利用者が多いときにはドローンを利用しないでください。
- ・砂浜からサンゴのかけらや砂を持ち帰らないでください。
- ・車・バイクの海岸への乗り入れはやめましょう。
- ・車などは路上駐車せず駐車場を利用してください。
- ・ゴミは持ち込まず、持ち帰ってください。近隣の住宅地にゴミを置いていかないでください。
- ・着替えは適切な場所で行い、集落内を水着で歩かないでください。

イ．安全対策

本地域では、海水浴やスノーケルなどの利用の際に、単独行動やライフジャケットの未着用などに起因する事故が発生していることから、八重山地区水難事故防止推進協議会などが利用者に対する事故防止のための普及啓発を行っている。近年は外国人利用者も増えていることから、多言語表記に努めるなど安全な利用が進むよう関係機関が連携して取り組む。

ウ. 利用指導

テレビ等の撮影、取材については、自然環境及び野生動植物の保全上支障がないような内容となるように指導するとともに、不適切な内容の場合は自粛を求める。

ドローンについては、利用者が多い場所においては他の利用者の迷惑にならないように時期や時間などの配慮を求める。

エ. 自然体験ツアー

本地域では、ダイビング、スノーケル、カヤックなどの自然体験ツアーが年々盛んになっており、ガイドも増加している。ツアー利用により自然環境が損傷されることがないように十分留意する。問題が確認された場合には、関係者が連携して問題の解決に取り組む。

また、保全利用協定などの既存の取り決めがあるフィールドでツアーを実施する場合には、その協定に加わることであり、各フィールドの適切な利用を図る。

オ. 過剰利用

利用の推進にあたっては、利用しようとする場所への環境負荷を考慮し、利用規模（開発規模、利用人数、利用方法等）を十分に検討する。過剰利用は自然資源の持続的な利用を阻害し、ひいては、地域住民の生活や伝統文化にも影響を与えるおそれがあることから、十分に注意する。

（３）情報提供・普及啓発に関する事項

環境省をはじめとする関係行政機関や地元国立公園関係者が連携して以下の取組を推進する。

ア. 自然に関する情報提供と普及啓発

利用者に対しては、本公園の特徴である豊かな自然環境や生物等の魅力が分かりやすく伝わるように情報提供を行う。また、サンゴ礁と地域の暮らしなど、自然と人が関わる文化についても解説し、自然環境の重要性について理解を深めるよう促すなど、自然環境の保全に関する普及啓発を行う。

イ. 自然観察会の開催

毎年、地元の小中学生を対象に“海の自然教室”を開催し、スノーケリング技術の講習、サンゴや熱帯魚などの海の生物の観察等を行っている。今後もこうした自然観察会等を開催し、地域の住民が自然との関わりを深める機会を積極的に提供していく。

ウ. ビジターセンターの活用

竹富島及び黒島のビジターセンターについて地域と連携した運営を行い、利用者に対して各島の自然環境、自然と密接に関わる各島の暮らしや文化などの情報提供を積極的に行う。

エ. 国立公園の規制及び安全対策について

サンゴの損傷や動植物の捕獲など、国立公園内で規制されている行為について周知すると共に、そうした行為を行わないよう呼びかける。

また、米原海岸や白保海岸など海水浴客が多い場所では、一人では行動しない、潮位・干満時刻を事前に調べるなど、安全に楽しめるよう注意を行う。危険生物に関する情報提供を行う。

オ. 情報提供の媒体について

利用者に対し幅広く情報提供を行うため、ホームページを充実させ、定期的な更新を行う。また、国立公園を訪れた利用者が、気軽に国立公園の情報を得られるようにパンフレットを作成する。利用拠点については解説板等を整備し、訪れた利用者に対して情報提供を行う。

また、小中学校の先生や観光業者を対象とした自然解説、環境教育プログラムの冊子を作成しているため、それらを積極的に活用する。

カ. 交通・運輸事業者との連携について

本公園の利用者及び島民に対する情報発信・普及啓発に際しては、航空会社、船会社、レンタカー会社、タクシー会社などの交通・運輸事業者との連携が重要であることから、交通手段毎に効果的な情報発信・普及啓発のツールを検討する。

7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日環自国発第22040111号自然環境局長通知）（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、以下の取扱方針による。

事業の種類	取 扱 方 針
道路（車道）	<基本方針> 安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物（トンネルを除く）が極力発生しないものとする。また、道路により小動物の生息地を分断しないように計画する。曲線半径や道路勾配等については、極力現地地形に順応するよう設計し、工事による造成を最小限に抑え、公園利用施設等からの眺望に支障を与えないよう留意する。 <審査基準> ①法面・擁壁

事業の種類	取 扱 方 針
	ア 線形を地形に順応させる等により法面の面積、高さ等を最小限とする。 イ 長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るための効果が期待できる場合には、擁壁等を採用する。擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。 ウ モルタル吹き付けは原則として行わないこととし、硬岩が露出し通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。 エ 落石防止網を使用する場合、光沢のない灰色又は焦げ茶色等、地肌色を勘案した目立たない色彩とする。 ②緑化 法面が生じる場合は、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月）を踏まえて緑化すること。緑化に際しては、原則として本地域に自生する種を用いることとし、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」及び「沖縄県希少野生動植物保護条例」に掲載されている外来種は使用しないこと。 ③交通安全柵 交通安全柵は交通安全上不可欠な箇所のみに設置する。設置する場合は、茶系色に着彩したガードレール若しくはガードパイプ又はガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。 ④小動物対策 小動物の移動に配慮して、道路による分断の影響を極力軽減するよう対策をとる。対策については、保全の対象となる小動物の特性に応じて、以下のような手法を組み合わせで行う。 ・ 道路下横断路 小動物が車道を通らないで安全に横断できるように、ボックスカルバート、パイプカルバート等を用いる。 ・ 小動物保護型側溝 側溝に落ちても、落下個体が容易に這い出せる構造にする。 ・ 道路侵入防止策 小動物を道路に侵入させないように、フェンスや折り返し付きの側溝等を用いるなど侵入防止策を施す。

事業の種類	取 扱 方 針
	⑤廃道敷及び工事跡地の整理 道路改良等に伴い生じる廃道敷及び工事跡地は、原則として修景緑化を行う。 ⑥残土処理方法 原則として、公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に利用する場合には、その流用を認めることとする。 ⑦付帯施設 ア 休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の付帯施設については、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないこと。 イ 当該施設を整備するにあたっては、「(1)許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」に準ずるものとする。 ウ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は最小限に留める。 <配慮を求める事項> ①照明 夜間の照明は、ウミガメ類の繁殖をはじめとした動植物への影響があるとされている。そのため、夜間の照明については、規模の低減、光の方向制御、昆虫類の誘因性の小さい電球や色の選定等、可能な限り影響を低減するための対策をとる。 <管理方針> ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等、定期的な管理を実施する。

事業の種類	取 扱 方 針
道路（歩道）	＜基本方針＞ 人と自然のふれあいを促進することを目的とした歩道を整備するものとし、その整備にあたっては、利用者の安全、雨水等による浸食防止等に配慮する。 ＜審査基準＞ ① 付帯施設 ア 休憩所、展望施設及びトイレ等の付帯施設については、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。 イ 当該施設の整備にかかる審査基準は、「(1) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築、増築」に準ずるものとする。 ウ 歩道以外への立入りにより動物の殺傷や植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 エ 案内板、解説板等を設置する場合、周辺の自然と調和した意匠とし、その規模は必要最小限に留める。 ＜管理方針＞ ア くずかご、吸い殻入れは設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。
園地	＜基本方針＞ 展望地、海浜地、樹林地等の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、各種レクリエーション等人と自然のふれあいを促進するよう配慮する。整備にあたっては、施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、標識、案内板等が展望を阻害することないように設置について十分配慮する。 ＜審査基準＞ ① 付帯施設 ア 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、利便性及び管理面を考慮し、適切な配置とする。 イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用効果を高めるため、案内板、解説板、道標等を適切に設置し、必要な場合には外国語を併記する。 ウ 当該施設の整備にかかる審査基準は、「(1) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築、増築」に準ずるものとする。

事業の種類	取 扱 方 針														
	② 通景の確保 優れた景観が眺望できる主要な展望地については、展望を確保するため、適切な枝払い、抜き切り等を行う。 <配慮を求める事項> <table border="1"> <thead> <tr> <th>園地の名称</th><th>配慮を求める事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明石</td><td> ・ 利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td></tr> <tr> <td>底地</td><td> ・ 火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td></tr> <tr> <td>米原</td><td> ・ 特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td></tr> <tr> <td>御神崎</td><td> ・ 利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td></tr> <tr> <td>名蔵アンパル</td><td> ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td></tr> <tr> <td>白保</td><td> ・ グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する場合は、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・ 台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設の整備を検討する。 ・ ボート等の維持管理による汚水を直接海に放出しないものとする。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 </td></tr> </tbody> </table> <管理方針> ア くずかご、吸い殻入れは、原則設置しないものとする。 イ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。	園地の名称	配慮を求める事項	明石	・ 利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	底地	・ 火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	米原	・ 特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	御神崎	・ 利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	名蔵アンパル	・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。	白保	・ グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する場合は、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・ 台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設の整備を検討する。 ・ ボート等の維持管理による汚水を直接海に放出しないものとする。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。
園地の名称	配慮を求める事項														
明石	・ 利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
底地	・ 火気の使用については、十分注意するよう利用者を啓発する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
米原	・ 特にヤエヤマヤシ群落周辺については、施設の整備、維持管理にあたり、希少な野生動植物種の保全を優先とした手法等とする。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
御神崎	・ 利用施設以外への立入り等により植物の損傷、裸地化又は利用者への危険が発生するおそれがある場合、制札、立入禁止柵等を整備する。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
名蔵アンパル	・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														
白保	・ グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する場合は、埋め立てを行わない等、海岸線を極力改変しない整備内容とする。 ・ 台風等により船舶が漂流しないよう管理係留施設の整備を検討する。 ・ ボート等の維持管理による汚水を直接海に放出しないものとする。 ・ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。														

事業の種類	取 扱 方 針
野営場	＜基本方針＞ 海浜地等の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じた自然のふれあいを促進するよう配慮する。 ＜審査基準＞ ① 付帯施設 ア 環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。既存施設については、快適な利用環境を保持できるよう管理を行う。 イ 付帯施設の整備にかかる審査基準は、「(1) 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築、増築」に準ずるものとする。 ＜配慮を求める事項＞ 管理運営方法 ア 火気の使用については、安全面に十分配慮するよう、利用者を啓発する。 イ くずかご、吸い殻入れは、十分な管理が可能な箇所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及び持ち帰りを推進する。なお、くずかご等の設置の際は、ごみの飛散がないよう対策を講じる。 ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。 エ 危険箇所の点検、草刈り、清掃等定期的な管理を実施する。 オ 米原野営場については、野営場と海岸の一体的な利用が行われていることから、関係者により策定された利用ルールの周知等、海岸の適正な利用が図られるように配慮する。
自然再生施設	＜基本方針＞ 石西礁湖自然再生施設については、サンゴ礁生態系の基盤をなすサンゴ群集を保全・再生するための修復事業を実施する。 自然再生事業の実施にあたっては、「石西礁湖自然再生全体構想」及び各実施計画に基づくこととする。

（２）許可、届出等取扱方針

特別地域、特別保護地区及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法に基づく許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和４年４月１日付環自国発第 22040115 号自然環境局長通知）（以下「許可、届出等取扱要領」という。）第６に規定しており、下記の二つによるほか、以下の取扱方針による。

○自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）

○自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成 12 年 8 月 7 日付環自計第 171 号・環自国第 448-1 号自然保護局長通知）（以下「細部解釈等」という。）

なお、普通地域に関して、要届出行為の取扱方針及び措置命令の処分基準については、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下「普通地域内処分基準」という。）によるほか、「許可、届出等取扱要領」第 30 の 1 にある「風景を保護するために必要があると認める場合」について以下の取扱方針による。

行為の種類	取 扱 方 針
全行為共通	<審査基準> ア 大規模な開発については、地域住民の理解が得られるよう地域の公民館等と事前に十分な調整をはかること。 イ 工事等で発生した残土は、原則として公園区域外に搬出し、適切に処理する。ただし、公園区域内における他の工事に利用できる場合には、流用を認めることとする。 ウ 工事等で発生した法面、及び裸地は、「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月）を踏まえて緑化すること。緑化に際しては、原則として本地域に自生する種を用いることとし、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」及び「沖縄県希少野生動植物保護条例」に掲載されている外来種は使用しないこと。 <配慮を求める事項> ア どの島もサンゴ礁に囲まれており、各行為によりサンゴ礁生態系に影響を及ぼす可能性が考えられることから、各行為の規模を必要最小限にするとともに、行為中も含め環境配慮対策等を十分に講じること。 イ 各行為に係る工事等により外来種を持ち込まない、広げないように必要な措置を講じること。 ウ 夜間の照明は、ウミガメ類の繁殖をはじめとした動植物への影響を考慮し、設置しないようにすることとする。やむを得ず設置する場合には、「光害対策ガイドライン」（環境省、令和 3 年 3 月改訂版）を踏まえ、設置数を最小限にするとともに、規模の低減、光の方向制御、昆虫類の誘因性の小さい電球や色の選定等、可能な限り影響を低減するための対策を講じること。 エ 周囲の風致景観、風景に溶け込むよう、立地、形態、色彩等に配慮し、極力、八重山地域の島産材又は島産材がない場合においては自然素材を使用する。

行為の種類	取 扱 方 針
	オ 生態系保全に配慮し、可能な限り自然環境の改変を少なくするよう努める。
工作物の新築・改築・増築	
建築物	<審査基準> ① 屋根 ア 山並や稜線の輪郭と調和するように、赤瓦屋根の造形とし、屋根形状は原則として勾配屋根とする。全面的な赤瓦勾配屋根の採用が困難な場合にあっては部分的に用いるなど、積極的に意匠として採用すること。その場合の色彩は、原則として褐色、赤褐色等の自然景観と調和する色彩とする。 イ 周囲の風致景観、風景との調和をはかるために赤瓦屋根を採用しない場合は、屋根の形状は切妻、寄棟造とする。また、色彩は原則として褐色、赤褐色等の自然景観と調和する色彩とする。 ウ 地域住民の生活の維持のための住宅については、ア又はイによることができない場合は、陸屋根を可とする。その場合の色彩は、褐色、赤褐色又は自然素材の色彩とすること。 ② 外壁 ア 原則として、マンセル表色系を用い、無彩色については N9 以上、有彩色については Y 又は R とし、周囲の風致景観、風景と調和するようにする。 イ 原則として、彩度を 2 以下、明度を 8 以上とし、淡い茶やベージュ、クリーム色といった背景に対して違和感が生じない色彩とする。 ウ 亜熱帯照葉樹林タイプにおいては上記②ア及びイによらず、褐色、赤褐色等、亜熱帯照葉樹林と色彩が調和するものとする。 ③ 付属建築物 ア 高さは、主屋の軒の高さ以下とする。 イ 意匠は、主屋と一体性及び統一感のあるものとする。 ④ 外構 ア 前面道路側に柵等を設ける場合は道路境界線から 0.5m 以上後退させ、開放された公共性のある空間及び見られることを意識した風景づくりのための空間として活用する。 イ ブロック塀、コンクリート塀又は金網等、自然素材以外の材料を使用する場合は、原則として、漆喰や塗装、壁面緑化等により修景することとする。 ⑤ 建築設備 ア 空調、配電等に必要な設備は、原則として道路や海岸その他の公共空間から見えない場所に配置する。ただし、建築物本体と一体化

行為の種類	取 扱 方 針
	させ、同調して目立たないような工夫や修景緑化を行う場合はこの限りではない。 イ 設備の色は外壁の色と同一色か同系色、あるいは調和色を用い、彩度や明度も同程度にするなどして違和感が生じないようにする。 ⑥貯水槽 貯水槽は高架にしない。 <配慮を求める事項> ①屋根 ア 伝統的な町並み、歴史文化や風土と調和した風景を創出するため、勾配屋根の勾配は4～5寸（約22～26度）程度を目安とする。 イ 勾配屋根にする場合は、可能な限り沖縄赤瓦葺きを採用し、固定方法も漆喰を使用する等、八重山らしい伝統的風景の創出に心がける。 ②外壁 ア 可能な限り木材や石材等の自然素材を用いる。やむを得ずブロック造りとする場合は、むき出しとせず漆喰やモルタル、あるいは、塗装等により景観に配慮する。 イ コンクリート打ち放しの場合であっても、屋根その他の形態意匠が周囲と調和し、かつ周囲の緑化や修景と一体となって良好な佇まいを出すようにする。 ③付属施設 ア 道路側は境界線ぎりぎりに付属施設を設けず、施行規則第11条第6項等における「公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上はなれていること」の基準が適用されない建築物であっても、1.5m以上後退し、後退した空間には植栽や芝張りを施して、風景づくりのための空間とする。 イ 開放された空間の植栽には、地元で親しまれている植物を用いる等して、八重山らしさの創出に配慮する。 ④外構 ア 柵等を設ける際には、生垣や芝張り等緑化や空地による開放感の創出や、琉球石灰岩の石積み等歴史文化や風土と調和した材料を用いることによって八重山らしい伝統的風景の創出に配慮する。 イ ブロック塀や石垣を設ける際は、近隣の人々が散歩や散策中に腰掛けができる程度の高さ（目安としてブロック3段（60cm～70cm）程度）とし、ベンチとしても利用できるよう工夫する。また、それが難しい場合でも高さは1.5mを超えないようにする。 ウ 敷地内の建築物以外の部分には、植栽や芝張り等がされた空間を設けることとし、安らぎとうるおいの感じられる風致景観づくりを

行為の種類	取 扱 方 針
	心がける。 エ 緑豊かな町並みの創造に寄与するため、緑地率（敷地面積に対する植栽や芝張り等がされた面積）は40%以上を目標とする。 ⑤排水処理 大規模な施設で大量に排水を行う場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限り河川、沿岸域及び海域の生態系、水質（地下水系を含む。）への影響がないように努める。
道路	<審査基準> ①法面・擁壁 ア 法面が生じる場合、赤土流出対策として法面緑化を行うこと。 イ 擁壁については、原則として自然石積、自然石を模したブロック積、その他風致景観に配慮した工法を用いる。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合は、原則として表面は自然石又は自然石を模した表面仕上げをする。モルタル吹き付けは原則として行わないこととし、硬岩が露出している等通行の安全を確保する上で他に適切な方法がないと認められる場合に限り、施工するものとする。 ウ 落石防止網を使用する場合は、光沢のない灰色又は焦げ茶色等、地肌色を勘案した目立たない色彩とする。 ②交通安全柵 交通安全柵は、交通安全上不可欠な箇所のみを設置する。設置する場合、風致景観に配慮して茶系色に着色したガードレール若しくはガードパイプ又はガードケーブル（亜鉛メッキ）を用いるものとする。 ③小動物対策 小動物の移動に配慮して、道路による分断の影響を軽減するよう対策をとる。対策については、それぞれの地域において保全の対象となる小動物の特性に応じて、以下のような手法を組み合わせで行う。 ・道路下横断路 小動物が車道を通らないで安全に横断できるように、ボックスカルバート、パイプカルバート等を用いる。 ・小動物保護型側溝 落下した個体が容易に這い出せるような側溝の構造にする。 ・道路侵入防止策 小動物を道路に侵入させないよう、フェンスや折り返し付きの側溝等を整備する等の対策を講ずる。 <配慮を求める事項> ① 線形 ア 線形を地形に順応させる等により、法面の面積、高さ等を最小限とする。主要な展望地及び他の公園利用施設等からの景観保全に

行為の種類	取 扱 方 針
	留意する。長大法面の出現回避や地形の改変量の低減を図るため、効果が期待できる場合には擁壁等を採用する。 イ 安全性に配慮した上で地形の改変が少ない線形とし、法面や構造物（トンネルを除く。）が極力発生しないように計画する。 ② 小動物対策 新築にあたっては、必要に応じて野生生物の分布調査等を行い、道路が小動物の生息地を分断しないように計画する。 ③ 支障木の伐採 支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。 ④ 廃道及び工事跡地 道路改良等により廃道敷や工事跡地が生ずる場合、工作物を撤去の上、修景緑化を行う。
パラボラアンテナ、電波塔その他送電又は通信に関するもの	<配慮を求める事項> ア 工作物の高さは必要最小限の高さとし、風致景観、風景と調和し、違和感がないように配慮する。 イ 周囲の風致景観、風景や、パラボラアンテナ等を設置する工作物と調和する、適切な色彩を選択し、目立たなくなるような表面の仕上げ（塗装等）とする。 ウ 公園利用者から容易に望見されないよう樹木や緑地の陰になる配置に努め、必要に応じて樹木の植栽を行い、工作物が周囲から目立たないよう配慮する。 エ 既存のアンテナ等を共用できる場合は、できる限り共同化する。 オ 道路や海岸その他の公共空間から可能な限り離れた位置に設置する。
自動販売機	<審査基準> ①意匠・色彩 赤、青等の原色や彩度の強い目立つものを避けること。 <配慮を求める事項> ア 主要な道路や集落内の道路から容易に望見できる位置に設置する場合は、道路境界線から可能な限り後退する。 イ できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮するほか、省電力を推進する。
昆虫等の捕獲を目的としたトラップ※	<審査基準> ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場合においてはその目的を達成できないと認められるものであること。

行為の種類	取 扱 方 針
	※ トラップのうち工作物の新築、改築又は増築に該当するもの（ペグの差し込みや埋め込み、樹木への括り付けなど地面や樹木等に固着しているもの、人間が支えていなくとも自立して同じ場所にとどまるもの又はその構造や目的から一定時間土地に定着させるもの）をいい、具体的には、スクリーン式のライトトラップ、衝突板トラップ、ピットホールトラップ、ベイトトラップ、バナナトラップ、吊り下げ式のライトトラップなどがこれに該当する。
その他の工作物	<審査基準> ①意匠・色彩 ア 原則として、彩度を2以下、明度を8以上とし、淡い茶やベージュ、クリーム色といった背景に対して違和感が生じない色彩とする。 イ ブロック塀、コンクリート塀又は金網等、自然素材以外の材料を使用する場合は、漆喰や塗装、又は壁面緑化等による修景をすることとする。 <配慮を求める事項> ① 規模 当該工作物の目的を達成するための必要最小限の規模とする。 ② 意匠・色彩 柵等を設ける際には、生垣や芝張り等緑化や空地による開放感の創出や、琉球石灰岩の石積み等歴史文化や風土と調和した材料を用いることによって八重山らしさの創出に配慮する。 ③ 配置 ア 土地の改変や木竹の伐採を極力減らすような配置とする。 イ 主要な展望地や道路などから極力離れた位置で、公園利用者から容易に望見されないよう樹木や緑地の陰になる配置に努め、必要に応じて樹木の植栽を行い工作物が周囲から目立たないよう配慮する。
海域における工作物の新築・改築・増築	<審査基準> ア 海域において防波堤等の工作物を設置する場合、行為地にサンゴ群体がある場合は、行為地の付近又は施工後に設置した防波堤ブロック等に移植する。 イ ブロック等の表面を凸凹又は粗面仕上げにする等サンゴの活着がしやすい工夫を施す。 <配慮を求める事項> ア 移植したサンゴやブロック等へのサンゴの活着状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を經由して、沖縄奄美自然環境事務所に報告する。 イ 普通地域において行われる行為についても、可能な限り環境への配

行為の種類	取 扱 方 針
	慮を行う。
木竹の伐採	<基本方針> 森林施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）を基本とする。 <配慮を求める事項> 土地の形状変更、土石の採取等の開発行為の関連行為として樹木を伐採しなければならない場合、伐採の範囲や本数を最小限に留め、特に、以下に掲げる樹種のうち、「推定樹齢が20年以上のもの」又は「高さが5m以上のもの」は原則として伐採しないものとする。やむを得ず伐採する場合は、可能な限り同等の樹木を周辺地へ植栽することとする。 ・アカテツ ・ウメ ・カンヒザクラ ・ギンランイヌビワ ・ゴバンノアシ ・サキシマハマボウ ・センダン ・テリハボク ・ハスノハギリ ・ヒルギ ・マルバチシャノキ ・ヤエヤマコクタン ・ヤエヤマヤシ ・イヌマキ ・オオバアコウ ・ガジュマル ・クワノハエノキ ・サキシマスオウノキ ・シマグワ ・タブノキ ・デイゴ ・ハマザクロ ・フクギ ・モモタマナ ・ヤエヤマシタン ・リュウキュウマツ - など
鉱物の掘削、土石の採取（陸域）	<基本方針> 採取・掘採する面積・量は最小限にとどめること。 <審査基準> ①調査ボーリング ア 行為中は、行為地の状況が道路や海岸その他の公共空間から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽すること。 イ 大規模な開発等を目的とする調査ボーリングについては、行為後に行われる予定の施設計画、全体計画を提出すること。 ②学術研究 ア 行為中は、行為地の状況が道路や海岸その他の公共空間から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽すること。 イ 申請書には、採取の対象、採取の量、研究等の目的、既知見と申請

行為の種類	取 扱 方 針
	に係る研究との関連、採取物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体的に記載すること。 ウ 申請者が研究機関に所属する場合、申請は研究機関の長から行うこととする。 エ 採取者は、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように石垣自然保護官事務所より貸与される腕章等を着用する。 <配慮を求める事項> ア 採取量は、研究目的に応じて必要最小限とし、公園利用者の多い時期や多い場所での採取を避けることとする。 イ 研究成果が公表された場合には、必要に応じて地域へ成果を還元すること。
鉱物の掘削、土石の採取（海域）	<基本方針> 採取する面積・量を最小限に抑えること。 <審査基準> ①調査ボーリング ア 大規模な開発等を目的とする調査ボーリングについては、行為後に行われる予定の施設計画、全体計画を提出すること。 イ 行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないように汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。 ウ 行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。 ②学術研究 ア 申請書には、採取の対象、採取の量、研究等の目的、既知見と申請に係る研究との関連、採取物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体的に記載すること。 イ 申請者が研究機関に所属する場合、申請は研究機関の長から行うこととする。 ウ 採取者は、必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように石垣自然保護官事務所より貸与される腕章等を着用する。 エ 行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないように汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。 オ 行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。 <配慮を求める事項> ア 移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して、沖縄奄美自然環境事務所に報告する。

行為の種類	取 扱 方 針
	イ 研究成果が公表された場合には、必要に応じて地域へ成果を還元すること。 ウ 普通地域において行われる行為についても、可能な限り配慮を行うこと。 エ 採取量は、研究目的に応じて必要最小限とし、公園利用者の多い時期や多い場所での採取をさけることとする。
広告物の設置等	<基本方針> 必要最小限の規模とする。 <審査基準> ア 本体に使用する材料は、出来るだけ自然材料とするよう努め、色彩は素材色又はこげ茶系とすること。その他の材料を使用する場合は、背面部を含め、色彩は素材色又はこげ茶系、ベージュ系とすること。 イ 表示面に使用する色彩は、自然材料の素材色、茶系色、ベージュ系を基調とした地にすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 ウ 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とすること。ただし、絵図画、写真等、法令に基づくもの又は安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。 <配慮を求める事項> 設置場所 ア 主要展望方向には設置しないものとし、かつ風致景観の保護上の支障のない場所を選定する。 イ 設置した標識類が汚損した場合に、設置者の責任において修理・更新が迅速に行えるよう、設置者名・連絡先を明記する。 <管理方針> 国立公園の風致景観及び快適な利用環境を守るため、関係機関と協力して広告物が乱立しないよう努める。
土地の開墾、土地の形状変更	<審査基準> 農地を開墾する場合には、畦（けい）畔やグリーンベルトの設置、マルチングを施す等、赤土等の流出により河川、沿岸域及び海域の生態系に影響が生じないよう対策すること。
屋根、壁面等の色彩の変更	<審査基準> 建築物の審査基準②外壁に従うものとする。
植物の採取又は損傷 落葉落枝の採	<基本方針> 採取・捕獲量は、行為の目的及び現状の生育、生息状況に応じて必要最小限とすること。

行為の種類	取 扱 方 針
取 動物の捕獲又は損傷 動物の卵の採取又は損傷	<審査基準> ア 申請書には、採取・捕獲等の対象種、採取・捕獲等の量、研究等の目的、既知見と申請に係る研究との関連、採取・捕獲物の処分方法、研究成果の公表予定等行為内容について具体的に記載すること。申請者が研究機関に所属する場合、申請は研究機関の長から行うこととする。 イ 採取・捕獲者は、行為時に必ず許可証の写しを携帯し、許可を受けていることが分かるように石垣自然保護官事務所より貸与される腕章等を着用する。 <配慮を求める事項> ア 公園利用者の多い時期や多い場所での採取・捕獲をさけることとする。 イ 研究成果が公表された場合には、必要に応じて地域へ成果を還元すること。
水面の埋立て	<基本方針> 石垣・石西礁湖地域は、サンゴ礁等、海域の景観や資源の重要性が高いことに鑑み、自然環境への影響が極力少なくなるよう配慮する。 <審査基準> 埋立て面積を最小限に抑える。また、行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。 <配慮を求める事項> 移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して沖縄奄美自然環境事務所に報告する。
海底の形状を変更すること	<基本方針> 変更する面積を最小限に抑えること。 <審査基準> ア 行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないように汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。 イ 行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行うものとする。 <配慮を求める事項> ア 移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、必要に応じて、事後のモニタリングをするとともに、その結果を石垣自然保護官事務所を経由して、沖縄奄美自然環境事務所に報告する。 イ 普通地域において行われる行為についても、上記<審査基準>に

行為の種類	取 扱 方 針
	示した事項について、可能な限り配慮を行うこと。
物の係留	<基本方針> 海域景観への影響を極力抑えること。 <配慮を求める事項> 必要最小限の規模・期間とすること。
汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	<配慮を求める事項> サンゴ礁生態系及び水質への影響がないように努めること。 汚水又は廃水は原則、海域公園地区内に排出しないこと。やむを得ず海域公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施すこと。

8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

(1) 協働型管理運営

国立公園の管理運営にあたっては、外来種や野生鳥獣による被害等の新たな課題への能動的な対応、利用者ニーズの変化を踏まえ、地域振興に配慮した適正な利用の推進及び地域の観光や土地利用に関する計画・施策との整合性の確保が求められており、地域の関係者との協働により国立公園の管理運営を推進していくこととしている。(平成26年7月7日付 環自国発第1407073号「国立公園における協働型管理運営の推進について」)

協働型管理運営の推進に際して設置することとされている総合型協議会について、今後設置を検討する。なお、本地域で設立されている既存の協議会等の活用も図り、地域の関係者が連携して国立公園の管理運営にあたる。

今後、活用を想定する既存の枠組みを以下に示す。

石西礁湖自然再生協議会	
構成員	個人（一般・研究者）、団体（漁業・観光業・調査研究等）、行政機関（国・沖縄県・石垣市・竹富町）
事務局	環境省沖縄奄美自然環境事務所 内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港技術対策官
設置目的	石西礁湖のサンゴ礁生態系の再生
活動内容	年2回程度の協議会及び3部会において各取組の情報共有や意見交換 構成員が海域・陸域においてサンゴ礁保全の活動を実施
国立公園の管理運営との連携	サンゴ礁保全活動、陸域からの負荷軽減対策等による国立公園の海域環境の保全 海域の適正な利用の推進による国立公園の海域環境の保全 サンゴ礁保全及び自然環境保全の普及啓発
八重山環境ネットワーク	
構成員	個人、団体（自然保護、漁業・観光業等）、石垣海上保安部、環境省、沖

	縄県、石垣市、竹富町、与那国町
事務局	石垣海上保安部警備救難課 環境省沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所 沖縄県八重山保健所
設置目的	八重山の海洋環境保全にかかる行政機関・団体の取組の共有
活動内容	年1回の総会において各取組の情報共有や意見交換 八重山環境ネットワークとして海岸清掃活動の実施 構成員による海洋環境保全活動の実施
国立公園の 管理運営と の連携	海岸清掃等の活動による国立公園の海域環境の保全
石垣市自然環境保全ネットワーク会議	
構成員	自然保護団体（NGO、NPO）、エコツアー団体、観光協会、環境省、沖縄県、石垣市
事務局	石垣市市民保健部環境課
設置目的	石垣島の自然環境の保全に向けて関係機関・団体が情報共有し意見交換をすることで、自然環境の保全と利活用に寄与する
活動内容	石垣島の自然環境保全・利活用に関する情報収集 年2回の会議において取組の情報共有及び意見交換
国立公園の 管理運営と の連携	石垣島内の国立公園区域（陸域）における自然環境の保全・適正な利用の推進
西表国立公園を美しくする会	
構成員	竹富町内の公民館、西表島内の団体（観光・エコツアー等）、環境省、沖縄県、竹富町
事務局	竹富町世界遺産推進室
設置目的	西表石垣国立公園（竹富町内）の美化清掃の推進による自然環境の保全
活動内容	竹富町の各島における海岸及び利用拠点の清掃活動の実施 年1回の総会による取組の情報共有及び意見交換
国立公園の 管理運営と の連携	清掃活動による国立公園内（竹富町）の環境保全
沖縄県海岸漂着物等対策推進地域協議会（八重山諸島）	
構成員	団体（漁業・観光・自然保護等）、石垣海上保安部、環境省、沖縄県、石垣市、竹富町、与那国町
事務局	沖縄県環境部環境整備課
設置目的	海岸漂着物対策の推進
活動内容	海岸清掃活動の共有及び意見交換
国立公園の 管理運営と の連携	海岸清掃活動による国立公園内の環境保全
竹富島ビジターセンター運営協議会	

構成員	竹富島内の団体（公民館、NPO 等）、環境省、沖縄県、竹富町
事務局	環境省沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所
設置目的	ビジターセンターの利用増進及び円滑な運営
活動内容	利用者への情報提供、竹富島の伝統文化及び自然の解説、利用者指導等 年 1 回の総会において情報共有及び意見交換
国立公園の 管理運営と の連携	竹富島の自然環境の保全及び適正な利用の推進
黒島ビジターセンター運営協議会	
構成員	黒島内の団体（公民館、NPO）、環境省、沖縄県、竹富町、
事務局	環境省沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所
設置目的	ビジターセンターの利用増進及び円滑な運営
活動内容	利用者への情報提供、ビジターセンターの美化清掃、ふれあい活動等 年 1 回の総会において情報共有及び意見交換
国立公園の 管理運営と の連携	黒島の自然環境の保全及び適正な利用の推進
八重山地区水難事故防止推進協議会	
構成員	沖縄県、石垣市、竹富町、与那国町、消防団、団体（観光・漁業等）
事務局	八重山警察署地域課
設置目的	水難事故の防止に関する施策の推進
活動内容	水難事故防止対策の実施、普及啓発
国立公園の 管理運営と の連携	国立公園の海域における安全な利用の推進

（２）国立公園の管理運営に携わる団体等との連携

本地域の国立公園の管理運営に携わる主な関係団体を以下に示す。これらの団体との連携を促進し、国立公園の管理運営を充実させる。

地 域	団 体 名	主な活動内容
石垣地域	日本野鳥の会石垣支部	野鳥の把握、普及啓発
	アンパルの自然を守る会	名蔵アンパルの環境保全、普及啓発
	石垣島ウミガメ研究会	ウミガメの保護、普及啓発
	石垣島エコツーリズム協会	自然体験活動、自然解説、利用者指導
	石垣島アウトフィッターユニオン	自然体験活動、自然解説、利用者指導
	わくわくサンゴ石垣島	環境教育、普及啓発
	石垣市自治公民館連絡協議会	地域住民への啓発、地域振興
石西礁湖地	NPO 法人たきどうん	公園施設の管理運営・維持管理

地 域	団 体 名	主な活動内容
域	竹富町公民館連絡協議会	地域住民への啓発、地域振興
	竹富島地域自然資産運営協議会	竹富島地域自然資産の保全
	一般財団法人竹富島地域自然資産財団	竹富島入域料の管理、保全活動
	幻の島協議会	浜島の利用事業間の連絡調整
両地域	西表石垣国立公園パークボランティア	自然観察会の協力、美化清掃、外来種の駆除
	自然公園指導員	利用者指導、自然環境の把握
	一般社団法人石垣市観光交流協会	利用者への情報発信
	竹富町観光協会	利用者への情報発信
	一般社団法人八重山ビジターズビューロー	観光振興、観光客の誘致
	WWF サンゴ礁保護研究センター	適正な利用の推進
	カンムリワシ・リサーチ	カンムリワシの保護・普及啓発
	NPO 法人日本ウミガメ協議会附属黒島研究所	ウミガメの保護
	NPO 法人石西礁湖サンゴ礁基金	サンゴ礁保全活動、普及啓発
	八重山ダイビング協会	自然体験活動、サンゴ礁保全、普及啓発
	石垣島マリンレジャー協同組合	自然体験活動、サンゴ礁保全、普及啓発
	八重山マリンレジャー事業共同組合	自然体験活動、サンゴ礁保全、普及啓発

9. その他管理運営に必要な事項

(1) 周辺区域との関連について

石垣島は島の約三分の一の面積が国立公園に指定されているが、公園区域外での行為が公園区域内に影響を及ぼす可能性も考えられるため、公園区域周辺については、関係機関に対し公園区域内に極力影響が及ばないように配慮を求める。

また、風景計画を策定している石垣市、竹富町及びその他の関係機関と連携し、石垣島全体の自然環境及び景観を一体として保全していくよう努める。

(2) 学校教育との連携

本公園の自然環境を保全していくには地域住民が自然の大切さを実感し理解することが重要であることから、教育委員会や学校と連携して、地域の自然を学習する機会を作るように努める。

(3) 研究機関との連携

八重山地域の希少野生動植物の保全、石西礁湖のサンゴ礁の再生など、科学的な調査やモニタリングが必要な取組について、研究機関や専門家と連携しながら取組を進める。